第33回 JICAの法整備支援
―インハウスアドバイザーの挑戦―

国際協力機構（JICA）シニアアドバイザー・第二東京弁護士会会員
（ミャンマー法整備支援プロジェクト長期専門家）
小松 健太 Komatsu,Kenta

はじめに

私は、独立行政法人国際協力機構（JICA）にて開発途上国に対する法整備支援に携わっています。1996年のベトナムから始まった法整備支援ですが、その輪は着実に広がっており、JICAは、2013年度において、新たにプロジェクトが始まったネパール、ミャンマーのほか、ベトナム、カンボジア、ラオス、モンゴル、中国、東ティモールなどとの間で法整備支援事業を実施しています。

JICAは、日弁連の会員を含め、これまでも多数の法曹実務家を各国に派遣しており、その活動については様々なところで触れることができます[1)]。一方、私は、途上国ではなく、東京のJICA本部において法整備支援に取り組んできました。そこで本稿では、私が法整備支援に携わることになった経緯とJICA本部での活動について紹介できればと思います。

法整備支援に関わるようになった契機

私がJICAにて法整備支援に関わることになったきっかけは2012年8月末にJICAが毎年実施している法整備支援に関する研修に参加したことにあります[2)]。研修プログラムは、法整備支援に関する基本的知識に関するレクチャー、第一線で活躍している実務家による講義、仮想ケースを用いた案件形成実習、現地の長期専門家やスタッフとの意見交換など充実したものでした。私は、学生の頃より国際協力の分野に関心を持っていましたので、法律家としてのバックグラウンドも生かしながら、自分の関心分野の仕事もできるという点で法整備支援の仕事に興味を持ち、2012年12月からJICAのシニアアドバイザーとして法整備支援に関わることになりました。

JICAは、国際協力の分野において非常に優秀な人材を有しています。加えて、より効果的な国際協力事業の実施を目指して、担当部が各分野に通暁している専門家のサポートを受けられるよう、JICAはシニアアドバイザーを置いています。現在[3)]、私を含め2名の弁護士がシニアアドバイザーとしてJICA本部にて法整備支援に従事しています。もう1名の弁護士は、法整備支援プロジェクトの長期専門家としてベトナムに赴任したことがあり、またJICA本部での経験も豊富なので、的確なアドバイスをもらいながら仕事をすることができています。

JICAでの業務について

シニアアドバイザーの主な業務は、担当部の職員と協力しながら、法整備支援案件の計画、実施、評価、モニタリング等を行うことです。新規案件を計画する段階では、法・司法制度に関する対象国の現状やニーズ、日本や対象国の政策、日本側のリソース、他のドナーの動向等を検討のうえ、対象国の関係者と協議を行いながら、支援の目的、対象、方法、期間などを固めることになります。例えば、2013年9月からネパールでは裁判所の事件管理の改善や調停の利用促進を目的としてプロジェクトを開始しましたが、それに至るまでには、現地の最高裁判所や司法省などから得た情報や司法制度改革に関する5カ年計画、国別援助方針[4)] などを検討したうえで、現地に出張し、最高裁判所、司法省、弁護士

会のほか、UNDPやNGOなどを訪問、情報収集とプロジェクトへの協力を依頼しながら、カウンターパートとなる最高裁判所と協議を行い、プロジェクトの細部を詰めていくことが必要でした。もちろん現地の裁判所を訪問し、インタビューなどを通じて事件管理や調停の現状を把握することも重要です。ネパールの場合は、JICAの政策アドバイザーとして弁護士が駐在していたため情報収集や相手国政府機関との協議はスムーズに進みましたが、情報収集や相手方との信頼構築に手間取り、プロジェクトの開始がスムーズに進まない場合もよくあります。また、相手国政府内の手続に時間がかかることも珍しくありません。

法整備支援案件の実施段階では、基本的には現地の長期専門家がカウンターパート機関との間で活動を行いますので、本部での主な仕事は、現地の専門家の活動を支援することになります。長期専門家をサポートするために設けられたアドバイザリーグループ[5]の会議に出席し、司会を務めたり、意見を述べたりすることも仕事の一部です。また、現地の法曹実務家を日本に招き、研修を行うこともありますが、このような研修プログラムを担当部の職員や現地の専門家と一緒に考えたりすることもあります。例えば中国の立法担当者に対する著作権法をテーマとした研修では、事前に中国側から出された質問票をもとに講義の日程を組んだりするほか、中国の改正著作権法に興味を持っている組織や団体を訪問先として加えるなどの工夫をしました。

また、私たちが現地に行き、直接活動を行う場合もあります。2013年度、JICAは東ティモール司法省の立法担当職員を対象として法案起草能力の向上を目的とした事業を行っていますが、日本の法務省及び調停に詳しい大学の先生の協力を得て、調停法の法案を逐条で検討するといったセミナーを開催し、私もコメンテーターとして参加しました。また、ミャンマーでは、現在、知的財産法の立法作業が進んでいますが、法案審査を行う法務長官府の職員との間で知財制度及び知財法に関する少人数のワークショップを日本の法務省及び特許庁の協力を得て行いました。起草支援というと法案を作って途上国に手渡すことを想像しがちですが、そのようなやり方では、JICAの法整備支援の中核である組織及び人材の能力向上(キャパシティ・デベロップメント)が望めません。また、現地の実情を無視した法律が制定される危険もあります。したがって、起草支援については、できるだけ現地のニーズをくみ取ったうえで、立法担当者と一緒に議論をしながら法案を詰めていくよう心掛けています。

おわりに

JICA本部で1年余り法整備支援に携わってきましたが、本部における面白さというものは、端的にいえば案件の立ち上げにあると思います。様々な情報を集め、相手国のニーズを探り、相手方との信頼構築を図り、関係省庁・団体と協力して案件を具体化していくことは、責任も重大ですが、非常にやりがいがあります。また、様々な国の法制度を横断的に見ることで自分自身の視野も広まります。

私は、新しく始まった法整備支援プロジェクトの長期専門家としてミャンマーに赴任する予定です[6]。JICA本部での経験を生かし、ミャンマーにおける「法の支配」の確立に向け、力を尽くしたいと考えています。

最後にJICAの法整備支援事業が日弁連、法務省、学識経験者等、多くの方々に支えられていることを強調したいと思います。そのような関係者の方々に対して改めてこの場を借りて御礼申し上げます。

---

1) 例えば日本弁護士連合会編「法律家の国際協力―日弁連の国際司法支援活動の実践と展望」(現代人文社、2012年)第2部参照
2) 能力強化研修　法整備支援コース(http://www.jica.go.jp/recruit/kyokakenshu/top.html)
3) 2013年12月31日時点
4) http://www.np.emb-japan.go.jp/jp/pdf/odapolicy.pdf
5) 学識経験者、法曹実務家から構成される会議体で部会とも呼ばれる。JICA法整備支援の特徴の一つであり、他のドナーによる法整備支援にはこのようなものは見られない。
6) 2014年1月からミャンマーの首都ネーピードーに赴任中